特 記 仕 様 書 （ 電 気 設 備 ）

令和 7年 3月改訂版

1．工事概要

（1）工事名　沖縄県栽培漁業センター採苗棟水槽等改修工事

（2）工事場所　沖縄県国頭郡本部町大浜853-1

（3）建物概要

建物名称	構　造	階　　数	延べ面積（㎡）	用途区分
				消防法施行令別表第一
1.　採苗棟	S造	平屋建て		12項　イ （工場、作業場）
2.				
3.				
4.				
計				

（注：延べ面積は建築基準法による表記）

（4）工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	建　物　別　及　び　屋　外				
	採苗棟				
電灯設備	・　一式				
動力設備	・　一式				
雷保護設備	・　一式				
受変電設備	・　一式				
電力貯蔵設備	・　一式				
発電設備	・　一式				
構内情報通信網設備	・　一式				
構内交換設備	・　一式				
情報表示設備	・　一式				
映像・音響設備	・　一式				
拡声設備	・　一式				
誘導支援設備	・　一式				
テレビ共同受信設備	・　一式				
監視カメラ設備	・　一式				
駐車場管制設備	・　一式				
防犯・入退室管理設備	・　一式				
自動火災報知設備	・　一式				
中央監視制御設備	・　一式				
撤去工事	・　一式				
構内配電線路	⊙　一式				
構内通信線路	⊙　一式				
テレビ電波障害防除設備	・　一式				
軽微な機械設備工事	・　一式				
軽微な建築工事	・　一式				

（5）設備概要（○印を付けたものが該当する）

項　目	概　　要
1．電気方式	高 圧　・　三相３線式　・　6.6kV 60Hz 低 圧　・　三相３線式　・　200V 60Hz ⊙　単相３線式　・　200/100V 60Hz ⊙　単相２線式　・　200V　・　100V 60Hz ・　直流２線式　・　100V
2．電気契約種別	・　従量電灯　・　低圧電力　・　業務用電力 ・　高圧電力（　・　Ａ　・　Ｂ）　・その他

2．本工事の設計時期

本工事設計書は令和７年３月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び、令和７年３月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3．電気設備工事仕様

（1）　標準仕様書等

ア　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成31年度版）（以下「標準仕様書」という。）

イ　本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年度版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年度版）による。また機械設備工事を含む場合は、機械工事は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成31年度版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成31年度版）による。

ウ　本工事は（建築、機械設備、電気設備）工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用する。

（2）　特記仕様書

ア　項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ　特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ　項目に記載の（ . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4．その他

（1）　暴力団員等による不当介入の排除対策

ア　請負者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年9月26日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

イ　暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を適やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

ウ　暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、適やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を行うこと。

エ　排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、適やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

（2）工事監理業務への協力等

ア　本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ　工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお監理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ　設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ　建設業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

（3）本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱について
本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は、本工事と関連する工事を本工受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

（4）県産資材の優先使用
本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用する。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

（5）下請業者の県内企業優先活用
受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選択するように努めなければならない。

（6）施工体制台帳・体系図の提出
工事を施工するために、下請け契約を締結した工事は、下請代金にかかわらず、施工体制台帳を提出する。
また、施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。

（7）不発弾等発見時の処理について
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署又は自衛隊により指示等が有るまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。なお、これについては、下請業者へも周知すること。

（8）ダンプトラック等による過積載等の防止について
ア　工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
ウ　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
オ　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条の規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体の加入者の使用を促進すること。
カ　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ　アから力のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

（9）不正軽油の使用の禁止等について
ア　受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
イ　受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

（10）ガイドラインの遵守について
設計変更及び工事一時中止の具体的な考え方や手続きについては、「沖縄県工事請負契約における設計変更及び工事一時中止ガイドライン」によるものとする。

（11）設計図書における資材等の取扱いについて
ア　本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ　本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様書で積算しており、その品質規格・仕様書と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ　「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	① 工事実績情報の登録 （1.1.4）	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。 ※公共建築工事標準仕様書（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（平成31年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和元年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和元年1月版） （一般社団法人公共建築協会）
	② 適用図書等 （1.1.6）	
	③ 別契約の関連工事 （1.1.7）	（1）関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 （2）他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を連やかに明示し、円滑な施工に協力すること。
	④ 工事の一時中止に係る事項 （1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 （1）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本的事項を明らかにする。 （2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	5 工事の余裕期間	（1）工事の余裕期間として【　日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 （2）CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 （3）余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 （4）受注者は、工事請負契約約款第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 （5）受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。 （6）受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 （7）実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 （8）受注者は、工事請負契約約款第34条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。
	6 概成工期 （1.2.1） ⑦ 施工図等 （1.2.3）	図示された範囲は、令和　年　月　日までに完了すること。 （1）施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 （2）受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1／50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 （3）施工計画書は、契約締結後15日以内に提出し、工種別施工計画書はその部分の施工に係る15日前までに提出する。なお品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。施工図についても、工事着工15日前までに提出し承諾を受ける。

章	項　目	特　記　事　項
	⑧ 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
	⑨ 施工管理体制 （1.3.1）	（1）工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の現場への専任を要しない。 ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。 （2）主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。
	⑩ 主任技術者等の資格	（1）主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等でしめされていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ・資格の区分1 次のイ又は口に掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、１級電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建築部門を合格した者 ・資格の区分2 次のイ又は口に掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1（ロ）に掲げるもの。 ・資格の区分3 次のイ又は口に掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又は口に定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 （2）発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
	⑪ 監理技術者の義務 （特例監理技術者の配置）	※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。
	⑫ 電気保安技術者 （1.3.2）	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。
	⑬ 施工条件 （1.3.3）	施工条件は、図示及び以下による。 （　　）
	14 交通安全管理 （1.3.6）	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。 （平成27年4月3日沖縄県公安委員会告示第36号）
	⑮ 施工中の環境保全等 （1.3.8）	（1）「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 （2）本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） ア バックホウ　オ 空気圧縮機 イ 車輪式トラクタショベル　カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ウ ブルドーザ　キ ローラ類 エ 発動発電機　ク ホイールクレーン
	⑯ 発生材の処理等 （1.3.9）	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） （1）マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの　・無　・有（図示） 特別管理産業廃棄物　・無　・有（図示）※現場調査を行う 再利用を図るもの　・無　・有（図示） （2）本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 （3）受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 （4）本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50Km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出

工事名称	沖縄県栽培漁業センター採苗棟水槽等改修工事			工事年度	令和　年度
工事場所	沖縄県国頭郡本部町大浜853-1			図面名称	電気設備工事特記仕様書（その１）
発注機関	沖縄県農林水産部水産課			縮　尺	NO SCALE
摘　要				図面番号	Ｅ－1
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称：株式会社　ホープ設計
	前里	波平	波平		資格者氏名：波平栄哉
					登録番号：40138
					所在地：那覇市首里赤田町３丁目５番地

章	項　目	特　記　事　項
		（５）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 （６）アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア　舗装切断作業に伴い、切断機械から濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄異物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www. pref. Okinawa. Ig. jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ　発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。 ウ　発生する粉体に関して「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱について（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。
	⑰ 工事の保険等	（７）　撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。 （１）　次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※　火災保険 ※　組立保険 ※　請負業者賠償責任保険 ・　建設工事保険　　・　労働災害総合保険 保険対象：請負契約の対象となっている工事全体。 保険金額：請負代金金額（支給材料、貸与品等を含む） 保険条件： イ）法定外労災補償（建設共済等）填補限度額　一名につき　2,000万円以上 ロ）請負業者賠償責任保険填補限度額（対人）　一名につき　5,000万円以上 —災害につき　１億円以上 填補限度額（対物）—災害につき　1,000万円以上 免責金額　10万円以下 （２）　建設労災補償共済又はこれに準ずる共済保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 （３）　建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア　掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。 イ　当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ　未加入下請事業者に対する加入を指導する。
	⑱ ゆいくる材について	使用材料については「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」を優先利用とし、廃材・廃棄物等についても同制度の認定を受けた再資源化施設へ優先的に搬出することとする。
	⑲ 機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等以上のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員に承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。
	20 化学物質の濃度測定 (1.5.7)	建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定 ・　実施する（・　本工事　・別途工事）　　・　実施しない （１）化学物質の濃度測定の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下のとおりとする。 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号平成15年７月４日）
	21 技術検査 (1.6.2)	（２）測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 【　・実施する（回数：　　段階：　　）　　・実施しない】
	㉒ 完成時の提出図書 (1.7.1)	（１）本工事は電子納品対象工事とする。 工事完成時の提出図書は電子媒体で納品する。 電子納品は、沖縄県農林水産部 令和3年3月版［電子納品に関する手引き」によるほか、監督員の指示による。 電子化する費用は、共通費に含まれるものとする。 （２）保全に関する資料 ・　電子納品により提出する（電子媒体に格納する）　・　監督員の指示による。 ・　受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。 なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
	㉓ 官公署への手続き	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
	㉔ 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に「使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。
	㉕ 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。
	㉖ 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用は請負者負担とする。
	㉗ 残土処分	・　構内の指示場所に敷きならし　⊙　郊外搬出適切処理

章	項　目	特　記　事　項
	㉘ 位置ボックス	位置ボックス（　・　金属製　　⊙　合成樹脂製　）
	㉙ プレートの用途別表示	ジョイントボックス及び器具を実装しないプレートには、略表などを用いて用途を明示する。
	㉚ ステンレス鋼材	図面及び共通仕様書に記載されていない場合は、ＳＵＳ３０４とする。
	㉛ ボルトナット	屋外に使用する指示金物及びボルトナット類は （　⊙　ステンレス製　・　溶融亜鉛メッキ仕上げ）とする
	32 金属製電線管等の塗装	露出配管のうち下記の部分は、塗装を施す。 ⊙　屋外　・　屋内（電気室、機械室、ＥＰＳ、居室、廊下）
	33 耐震施工	（１）耐震施工は、下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ⊙「建築設備耐震設計・施工指針2019年版」 ・「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説平成8年版」 （２）建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、図示によるほか標準図による措置を施す。
	34 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）平成25年4月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。
	㉟ 試験成績表及び測定表	⊙　工事完成後、監督員の指示により下記の試験成績表及び測定表を提出する。 ⊙　構造　⊙　性能　⊙　動作　⊙　耐電圧 ※　絶縁抵抗　※　接地抵抗　※　照度測定
	㊱ 呼び線	
	㊲ 予備品等	⊙　長さ1m以上の入線しない電線管には、１．２mm以上の被覆鉄線を挿入する。
	㊳ 施工の安全確保	⊙　標準仕様書によるもののほか、監督員の指示による。 「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」により施工の安全確保を図ること。

別表－１　関連工事との取り合い（○印の付いたものを適用する。ただし図示しているものは除く。）

工　事　内　容		（電気）	（機械）	（建築）
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）			
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）			
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		
	架台、アンカーボルト	※		
貫通スリーブ（梁、床、壁）	スリーブ	※		
	スリーブの補強鉄筋			※
	スリーブの穴埋め	※		
箱入れ（梁、床、壁）	箱入れ	※		
	補強鉄筋			※
	型枠の穴埋め	※		
天井、壁の切り込み（設備器具用）	畳出し	※		
	下地組み、ボード類の切り込み	※		
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地			
天井点検口	設備用器具のメンテナンス用点検口の取り付け			
ドアガラリ	ドアガラリの取り付け			
外壁面のガラリ	外壁面の各種ガラリ（フランジ付）及び通風用金物			
床仕上げ	機械室、ポンプ室、並びにEPS・PS等の床仕上げ			
貫通口の処理	配管・ダクト等の貫通口及び防水処理	○	※	
機器の防音等の処理	設備機器の遮音、防音、防振	○	※	
インサート	インサートの取り付け	○	※	
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠		※	
電気配管配線	機械付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線			
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※		
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※		
	上記の配線		※	
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	※	※	
	上記の配線		※	
	電極棒及びフロートスイッチの本体		※	
	上記の配管、配線		※	
自動制御	電気配管	※	○	
	電気配線	※	○	
	電源供給	※		
樋	ルーフドレイン及び立て樋			
	立て樋接続用埋設横引管			
流し類	台所流し台、手洗い流し(ＳＵＳ人研ぎ共)			
	上記の配管接続			
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物			
衛生器具類	木間仕切り等の衛生器具類の取付補強			
	はめ込洗面器のカウンター			
身障者用手すり	衛生器具廻り			
	その他手すり			

※　配線は接続を含むものとする。

５．機器取付高

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、図示されたものを除く。また、監督職員の指示により変更することが

名　称		測　点	取付高(mm)
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	1，800～2，000
	引込開閉器	床上～中心	1，800～2，000
電灯	分電盤	床上～中心	1，500(上端1，900以下)
	タンブラスイッチ（一般）	〃	1，300
	タンブラスイッチ（身体身障者用）	〃	1，100(小学校)
	コンセント（一般）	〃	300
	〃　（和室）	〃	150
	〃　（台上用）	台上～中心	150
	〃　（厨房、機械室）	床上～中心	800
	〃　（車庫）	〃	800
	〃　（液化石油ガス検知器）	〃	300
	ブラケット（一般）	床上～上端	2，100～2，300
	〃　（踊場）	〃	2，000～2，500
	〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
	非常口誘導灯	床上～下端	1，500以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1，000以下
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1，500(上端1，900以下)
	開閉器箱	〃	1，500
	操作スイッチ押釦	〃	1，300
電話	室内端子盤（廊下、室内）	床上～下端	300
	中間端子盤(EPS、電気室)	床上～中心	1，500
	保安器箱	天井下～上端	200
	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300
	〃　（和室）	〃	150
時計拡声	壁掛形親時計	床上～中心	1，500(上端1，900以下)
	子時計	〃	(天井高)×0．9
	壁掛形スピーカー	〃	(天井高)×0．9
	壁付音量調整器	〃	1，300
表示	出退表示盤	床上～中心	(天井高)×0．9
	壁付発信機（出退表示用）	〃	1，300
電鈴	ブザー	床上～中心	(天井高)×0．9
	同上用押釦	〃	1，300
呼び出し	壁付インターホン（親機）	床上～中心	1，300
	身体障害者用インターホン（子機）	〃	1，100
	呼出ボタン（身障者便所内）	〃	900
	表示灯付復帰ボタン（身体障害者用）	〃	1，800
テレビ	テレビ機器収容箱	天井下～上端	200
	直列ユニット（一般）	床上～中心	300
	〃　（和室）	〃	150
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	800～1，500
	火災総合盤	〃	800～1，500
	発信器	〃	800～1，500
	警報ベル	〃	2，300
	表示灯	〃	2，300
	ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	床上～上端	300
	ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	(天井面)－200

備　考
・既設分電盤の使用に支障がある場合、監督員と協議を行うこと。

工事名称	沖縄県栽培漁業センター採苗棟水槽等改修工事			工事年度	令和　年度
工事場所	沖縄県国頭郡本部町大浜853-1			図面名称	電気設備工事特記仕様書（その２）
発注機関	沖縄県農林水産部水産課			縮　尺	NO SCALE
摘　要				図面番号	Ｅ－２
検印	管理建築士	設計	製　図	設計者 名　称	株式会社　ホープ設計
	前里	波平	波平	資格者氏名	波平栄哉
				登録番号	40138
				所在地	那覇市首里赤田町３丁目５番地